受益者負担見直しに関する基本方針
（公の施設の使用料編）

平 成 ２ ４ 年 ２ 月

（令和６年４月最終改訂）

厚　　木　　市

目　　　　　次

１　受益者負担の考え方と見直し経過等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）受益者負担の原則に基づいた施設の分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）使用料の算定方法の明確化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）市外利用者の負担の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）減額・免除規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４　段階的な導入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（１）有料施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）無料施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
５　見直しスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１　受益者負担の考え方と見直し経過等について

本編での受益者負担の考え方とは、公の施設について、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には、受益（施設利用）の対価として、相応の使用料の負担を求めるべきであるという考え方です。

このような考え方から厚木市では、平成 21 年３月に３年間で取り組む「第４次厚木市行政改革大綱」を定め、施設利用等のサービスの提供における利用者負担について、公平性確保の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図るため、サービスに応じた負担の導入を行うことを目的に、実施計画の中で「受益者負担の見直し」を取組項目として掲げました。

これまで、本市では第２次行政改革（平成８年度～平成 12 年度）において、「公の施設の運営の見直し」の中で受益者負担の見直し、平成の大改革（平成 12 年度～平成 14 年度）において、「受益者負担の見直し」、第３次行政改革第１期実施計画（平成 15 年度～平成 18 年度）において、「各種使用料の見直し」の以上３回にわたり慎重に見直しの検討を重ねてまいりました。

これら過去の検討を踏まえ、第４次厚木市行政改革の取組といたしましては、厚木市受益者負担等検討委員会（第三者機関）を設置し、受益者負担の原則に基づいた無料施設（使用料を設定していない施設）の見直し、有料施設（使用料を設定している施設）の見直し、算定方法の明確化、市外利用者の負担の見直し及び減額・免除規定について検討し、その結果と成果に基づき、この基本方針を策定することとしました。

この基本方針に基づき、第５次厚木市行政改革（平成 24 年度～平成 26 年度）の取組の中で、平成 24 年９月に使用料改定を行いました。また、第６次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」（平成 27 年度～平成 32 年度）の中では、基本方針の見直しの検討を進めてまいりましたので、引き続き第７次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」（令和３年度～令和８年度）の中でも、基本方針の見直しの検討を進めます。

２　対象

見直しの対象とするものは、公の施設の使用料（利用料金を含む。）とします。

使 用 料・・・地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第２２５条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例に定められている料金のことです。

※上位法等に根拠を得ているものについては除きます。

道路占用料、河川使用料、水路使用料、市営住宅使用料等

【地方自治法第２２５条抜粋】

> 普通地方公共団体は、第 238 条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

利用料金・・・利用料金制は、「公の施設」の使用料（利用料金）は当該指定管

理者の収入として収受させることができ、そして、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる制度です。

※利用料金は、条例で上限を定め、それを超えない範囲で指定管理者が決定することとしており、ここでは、上限額について対象とすることとします。

【地方自治法第２４４条の２第８項抜粋】

> 普通地方公共団体は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

【地方自治法第２４４条の２第９項抜粋】

> 利用料金は、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより指定管理者が定める。この場合、指定管理者はあらかじめ当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

３　方針

（１）受益者負担の原則に基づいた施設の分類

ア　受益者負担の原則

（ア）負担公平の原則

特定の者が施設を利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲においてコストを基本とした料金設定と見直しが必要です。

（イ）負担均衡の原則

施設の公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

イ　受益者負担の割合

受益者負担は、一律に求めるべきものではなく、施設の性質によって、負担割合が異なるものであると考えられます。そこで、適正な負担割合を設定するために、施設それぞれの設置目的や機能により、「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」で分類し、整理することとします。分類方法と負担割合は、様々なパターンが考えられますが、ここでは４分類に整理することとしました。

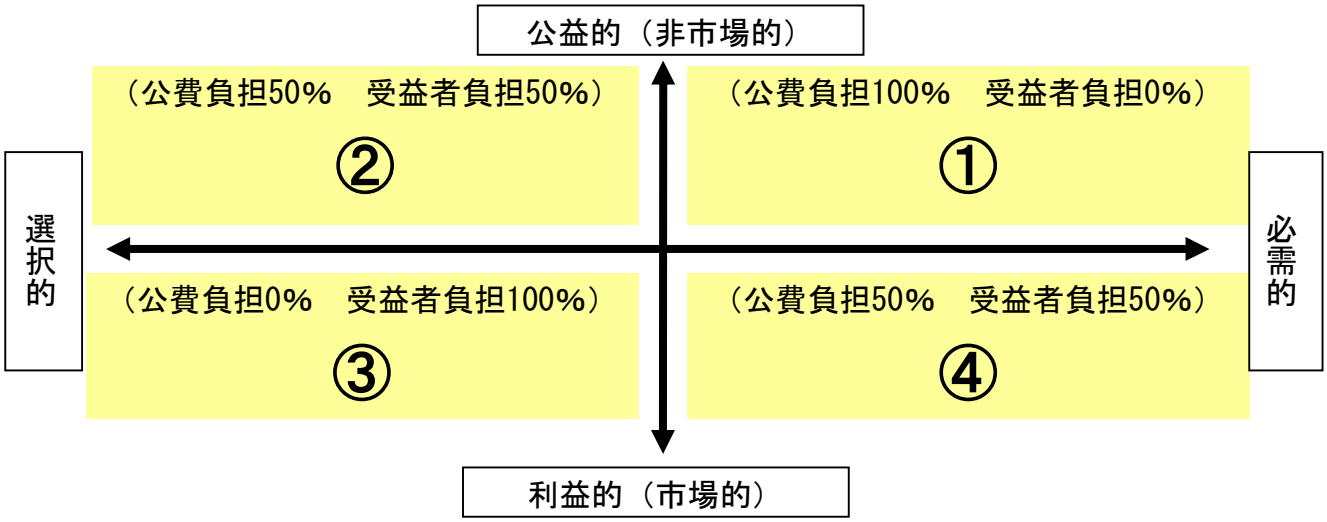

①　**（公費負担100%　受益者負担0%）**

市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの

②　**（公費負担50%　受益者負担50%）**

個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの

③　**（公費負担0%　受益者負担100%）**

個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの

④　**（公費負担50%　受益者負担50%）**

市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの

（２）使用料の算定方法の明確化

公の施設の利用に伴う経費には、施設の整備に係る投資的な経費と施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（これに係る人件費を含む。）があります。行政財産や公の施設は、それぞれに目的を持って設置されたものであり、市民の誰もが利用する機会を有しており、市民の誰もが受益者となりえることから、投資的な経費については、公費で負担すべきであるとして受益者負担は求めず、経常的な経費である維持管理・運営経費（これに係る人件費を含む。）について受益者負担を求めるものとします。

【１時間単位貸館の場合】

$$\frac{\{\text{※施設維持管理・運営に係る経費（光熱費、警備、清掃等）＋人件費}\}\times\text{面積}}{\text{年間提供可能時間}\times\text{提供面積}}\times\text{消費税率（1.1）}$$

※維持管理・運営経費及び人件費は、過去３年間の平均とします。

使用料基礎額（１時間当たりの貸室コスト）

【会議室の場合（例）】

$$\frac{\{8,652,499\text{円（維持管理経費）}+4,900,640\text{円（人件費）}\}\times 86\text{㎡（会議室面積）}}{4,667\text{時間（年間提供可能時間）}\times 1423.5\text{㎡（貸館全体の提供面積）}}\times 1.1$$

≒192.99 円（使用料基礎額）

１時間当たりの会議室使用料は、190 円（１円単位四捨五入）になります。

この計算方法により算出される使用料基礎額（１時間当たりの貸室のコスト）を基に、使用料を見直すものとします。

なお、見直しの範囲は、現在の使用料の２倍を超えないものとします。

ただし、算出された使用料を徴収することで、利用者の大幅な減少につながることが懸念される場合など、施設の設置目的等にそぐわないと考えられる場合は、他市の状況等を考慮して使用料の設定をすることとします。

また、荻野運動公園のプールなど共用利用の使用料や文化会館など料金体系が複雑で、単純に算出金額を使用料とすることが困難な場合等についても、他市の状況等を考慮して使用料の設定をすることとします。

（３）市外利用者の負担の見直し

使用料の算定には、「市民の誰もが受益者となりえることから、投資的な経費については、公費で負担すべきである」とし、受益者負担を求める範囲から除いていますが、施設の建設費や改修等に伴うコストは、本市の市民が負担している状況にあります。

また、市内の公の施設は、市民が優先して利用すべきとの市民感情を考慮する必要があります。

さらには、近隣市（海老名市、伊勢原市、平塚市及び相模原市）の運動公園等のスポーツ施設で、市外利用者からは、２倍の使用料を徴収している状況もあります。

こうしたことから、市外利用者が施設の専用利用をすることができる場合は、

市外利用者から市内利用者の２倍の使用料を徴収する見直しをします。

※　ここでの市内利用者とは、在勤、在学者を含みます。

また、愛川町及び清川村との公共施設の相互利用に関する協定の対象施設においては、愛川町及び清川村に住所等を有する者は、市内利用者に含みます。

（４）減額・免除規定

使用料は、利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の使用料を負担することを原則としています。

しかしながら、地域や団体活動の支援・促進を図る視点から、特例的に減免規定が設けられています。

今後は、利用者の混乱を招くことなく、地域や団体活動の支援・促進を図り、減免規定については、慎重に検討することとします。

４　段階的な導入

（１）有料施設

有料施設は、「３　方針」に基づき、使用料を再算定し、使用料を改定する必要がある場合は、見直しを実施します。

（２）無料施設

無料施設は、「３　方針」に基づき、使用料を算定し、使用料を設定する必要がある場合は、見直しを実施します。なお、無料施設のうち公民館につきましては、地域の拠点施設としての役割等も考慮し、引き続き、慎重に検討するものとします。

５　見直しスケジュール

この方針により公の施設使用料については、３年ごとに見直しを行うものとします。

なお、施設の改修などで、施設の維持管理コスト、提供面積、提供時間の大幅な変更が見込まれる場合は、変更時をもって適用することとします。

また、指定管理者導入施設において利用料金の変更がある場合に、指定期間中であっても、指定管理者と料金変更の適用時期等について協議を行うものとします。

受益者負担見直しに関する基本方針
（公の施設の使用料編）

平成 24 年2月
平成 27 年3月改訂
令和６年４月改訂

厚木市　企画部　行政経営課
〒243-8511　厚木市中町３丁目１７番１７号
電　話　（０４６）２２５－２２８０
ＦＡＸ　（０４６）２２３－４０５８